

国民健康保険における子どもに係る均等割額の廃止等に関する意見書

国保制度がスタートした1960年代、国保に加入する世帯主の4割が「農林水産業」、3割が「自営業」でしたが、現在は、年金生活者など「無職」が4割、非正規労働者などの「被用者」が3割になっています。

国保加入世帯の平均所得では、1990年代前半の「270万円」をピークに下がり続け、いまや「139万円」にまで落ち込んでいます。（2015年度）

制度スタート当初、政府は「無職者が加入」し、「保険料に事業主負担がない」国保を、保険制度として維持するには、「相当額の国庫負担」が必要としていました。

ところが、自民党政権は、1984年の国保法改悪で定率国庫負担割合の切り下げを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。

その結果、国保の総会計に占める国庫支出金の割合は、1980年代前半の50%から、20.3%（2015年度）にまで下げました。

国保に対する国の責任後退と国保加入者の貧困化・高齢化・重症化が進むなかで、国保料（税）の高騰が続き、支払能力の限界を超えています。

国保の構造的な危機を打開するためには、全国知事会・市長会・町村会なども要望し続けている国保の定率国庫負担の増額、また、2014年に要望した公費を1兆円投入するなど、国庫負担を増やす以外に道はありません。

国保料（税）が協会健保などと比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という保険料（税）の算定方法にあります。

「均等割」は、“人間の頭数”に応じて課税する人頭税で、古代に作られた税制であり、人類史上でもっとも原始的で過酷な税とされています。

家族に子どもが増えると負担が重くなり、子どもの貧困解消や子育てに関するさまざまな負担軽減策を進めている地方自治体の努力を踏みにじるものとなっています。

よって、国に対し、子育て支援の観点から国保料（税）の算定に関わる子どもの均等割については、即刻廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 3月11日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

北海道北斗市議会